

あけぼの医療福祉センターあり方検討支援業務委託仕様書

1 委託業務名

あけぼの医療福祉センターあり方検討支援業務

2 目的

山梨県立あけぼの医療福祉センター（以下「センター」という。）は、民間では対応困難な医療・福祉機能を重点化してサービス提供を行っている。

センターは、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要である。

一方で、サービス提供に必要な施設・設備等の更新費用の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増すことが想定される。

今後、センターは重症心身障害児者及び医療的ケア児者（以下「医療的ケア児等」という。）の医療・福祉に対する将来ニーズを把握したうえで、社会に必要不可欠なサービスを効率的に提供することが求められるため、高い知識と豊富な経験を有する事業者の活用により、将来のあり方に関して検討を行い、持続可能な経営へ向けた助言・支援を受けることを目的とする。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和6年9月30日（月）までとする。

4 業務内容

委託業務内容は以下のとおりとする。

（1）将来予測算出

本県が実施した「重症心身障害児者及び医療的ケア児者実態調査」（R5.4.1 現在）のデータを整理、分析し、以下の作業を実施すること。

ア 県内施設における利用者受け入れ状況調査報告

イ 県内における医療的ケア児等の将来推計

なお、イについては、全県に加え、4つの障害福祉圏域（中北、峡東、峡南、富士・東部）別に各障害福祉サービスのニーズ、圏域を越えた利用ニーズ等を総合的に分析した上で、推計を行うこと。また、センターの患者・利用者数についてもニーズを踏まえて推計を行うこと。

(2) 県立あけぼの医療福祉センターの経営分析

県から提供するセンターの決算統計資料の令和3年度以前の4か年データを用いて、以下の作業を行うこと。

- ア 医療と福祉部門の収入構成分析
- イ 医療と福祉部門の費用構成分析
- ウ 過去4か年の事業報告からの経営状況分析
- エ 他施設との比較分析
- オ 経営改善提案

(3) 問題点・課題整理

上記(2)より問題点・課題の抽出及び整理を行うこと。

(例：医療収益に占める人件費率、要員体制)

- ア 整理した課題等を県会議で提示・使用するために、分かりやすい資料としてまとめること。
- イ 県会議により資料の修正が必要とされた場合は、その内容につき必要な修正を行うこと。

(4) 県立あけぼの医療福祉センターあり方検討支援

i) あり方検討委員会支援

センターの将来的なあり方に係る提言のとりまとめにあたり、委員会を開催して検討するので、その支援を行うこと。

ア 確立支援

委員会メンバーの選考や委員会の進め方など、開催へ向けた助言を行うこと。

イ 開催支援

分析結果をもとに委員会説明資料を提供すること。また、委員会に参加して資料の説明を行うこと。

ウ 事務局支援

事務局と適宜打ち合わせを行い、委員会開催へ向けた準備に協力すること。

ii) 問題点・課題解決の方向性及び提案

(3)での整理に基づき、解決の優先順位設定及び解決方法を提案書としてとりまとめること。

iii) 概算収支シミュレーションの作成

他病院との比較分析及び今後のあり方に関する提案を行うため、県と協議の上、センターの安定した病院経営にかかる総事業費の算出、並びに概算収支シミュレ

ーション資料を作成すること。

なお、作成にあたっては、内容を検討する際に分かりやすく、かつ有用な資料となるよう必要な工夫を行うこと。

iv) 方向性の検討支援

センターにおける今後のあり方に関する提案を行うため、標榜診療科、病床数及び病床種別、診療・サービス機能等の仮設定・整理を行い、将来の病院像や基本コンセプトの設定の支援を行うこと。

また、必要に応じて施設の再整備計画を提案すること。

v) 業務改善活動

上記 ii) の提案に基づき、令和6年度に達成可能な改善項目、方法を提案し、委託者と協議の上、センターでの改善活動を支援すること。

また、業務改善活動報告書を提出すること。

5 あり方検討委員会の開催スケジュールと検討内容（案）

あり方検討委員会の開催については、提言のとりまとめへ向けて、4回程度開催するものとし、以下の内容で検討することを予定しているため、業務計画策定の際に十分留意すること。

	日程案	検討内容案	提出資料案	備考
第1回	令和5年 12月上旬	・ 地域における施設運営の現状と課題 ・ 対象となる患者・入所者数の推計	・ 県内施設における入所者の受け入れ状況 ・ 県内における医療的ケア児等の将来推計	県庁会議室
第2回	令和6年 2月頃	・ 医療・福祉部門の収支分析 ・ センターの経営状況 ・ センターにおける課題の整理	・ 医療と福祉部門の収入・費用構成分析報告 ・ 経営状況分析報告 ・ 問題点・課題整理表	県庁会議室
第3回	令和6年 6月頃	・ 施設整備に係る検討 ・ 経営基盤の強化策 ・ 業務改善へ向けた取り組み	・ 問題点・課題解決の方向性及び提案書 ・ 概算収支シミュレーション資料 ・ 業務改善活動報告	県庁会議室
第4回	令和6年 9月頃	・ 提言まとめ	・ あり方提言報告書	県庁会議室

6 計画準備

受託者は、業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、県の承認を得ること。

7 実施体制等

本件委託業務全体の運営を管理する責任者を1名配置すること。

本件委託業務について業務担当者を1名以上配置し、そのうち1名を業務主任担当者として配置すること。

関連法令の解釈などについて確認するため、受託者における法務関係部署との連携体制を整えること。

8 成果物の納入

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に提出し、検査を受けなければならない。提出があった成果品に訂正事項等があった場合は、県の指示に従い、速やかに訂正し再提出しなければならない。

(1) 中間報告書の提出

以下の内容について中間報告書を作成し、令和6年4月10日(金)までに県へ提出するものとする(別途、電子データ(CD-ROM)も提出すること。)

<中間報告書の内容>

- ・ 県内施設の利用者の受け入れ状況
- ・ 県内における医療的ケア児等の患者・入所者数の将来推計
- ・ 医療と福祉部門の収入・費用構成分析報告
- ・ 経営状況分析報告
- ・ 問題点・課題整理表
- ・ 事務局打ち合わせ、あり方検討委員会等の議事録

(2) 実績報告書の提出

受託者は、以下の内容について、実績報告書を作成し、本事業の完了後10日以内に県へ提出するものとする(別途、電子データ(CD-ROM)も提出すること。)

<実績報告書の内容>

- ・ 概算収支シミュレーション資料
- ・ 県立あけぼの医療福祉センターのあり方提言報告書
- ・ 業務改善活動報告書
- ・ 事務局打ち合わせ、あり方検討委員会等の議事録

(3) その他

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

9 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

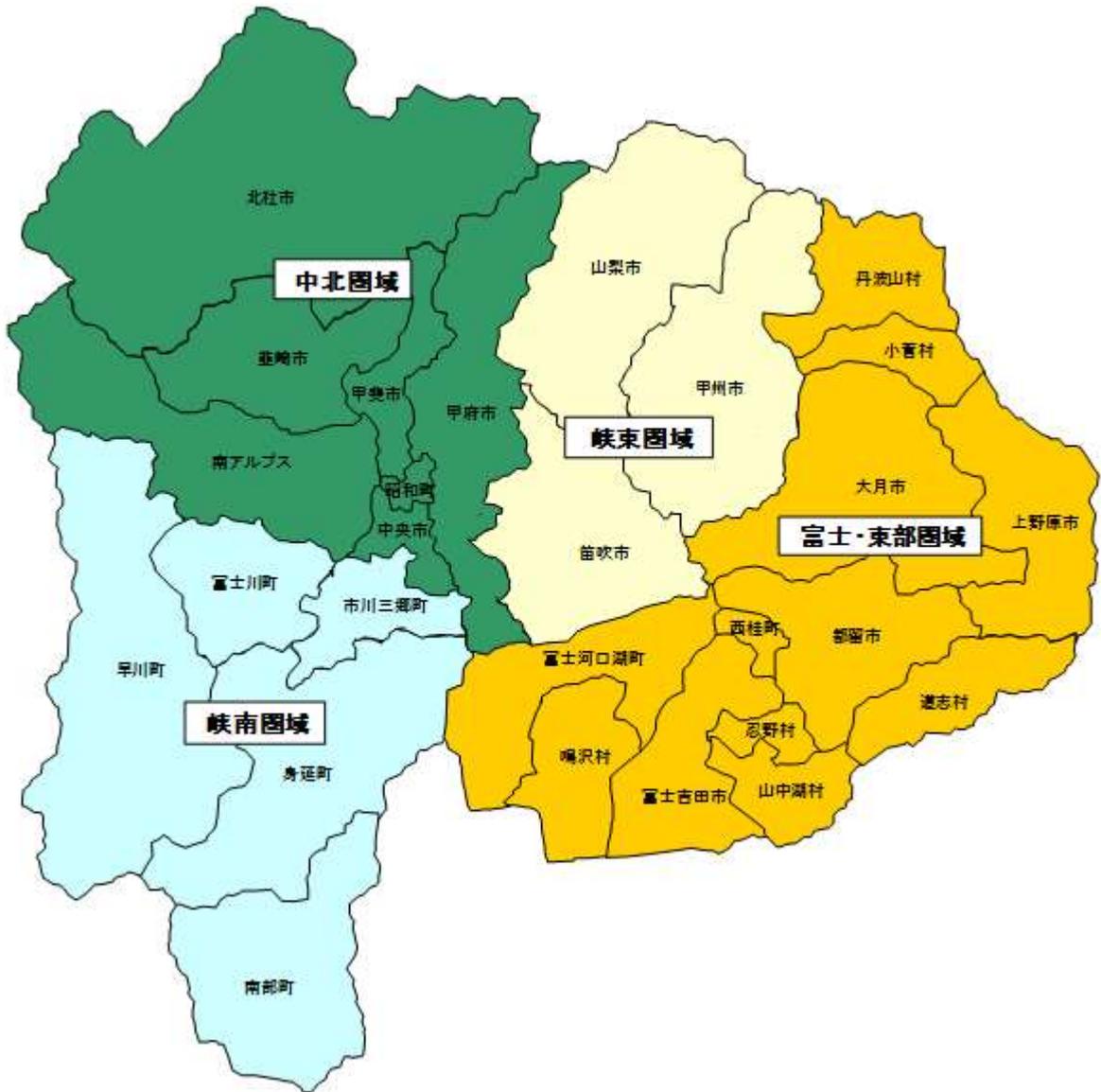
10 留意事項

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「あけぼの医療福祉センターあり方検討支援業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- ・ 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- ・ 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- ・ 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。

11 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

障害保健福祉圏域



圏域	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北障害保健福祉圏域 (6市1町)	甲府市、韮崎市、 南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町	中北保健福祉事務所
峡東障害保健福祉圏域 (3市)	山梨市、苗吹市、甲州市	峡東保健福祉事務所
峡南障害保健福祉圏域 (5町)	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、富士川町	峡南保健福祉事務所
富士・東部障害保健福祉圏域 (4市2町6村)	(富士北麓地域) 富士吉田市、西桂町、忍野 村、山中湖村、鳴沢村、富 士河口湖町	富士・東部保健福祉事務 所
	(東部地域) 都留市、大月市、上野原市、 道志村、小菅村、丹波山村	